

随意契約内容及び選定理由書

委託件名	重要文化財 道後温泉本館 保存修復検討業務委託（その2）		
履行場所	松山市道後湯之町5-6		
委託の内容	重要文化財 道後温泉本館 保存修復検討業務（その1）で実施した、耐震診断結果をもとに、補強案検討や修理範囲を検討し、具体的な修復計画案を作成するため、文化財建造物として保存するための耐震改修計画及び、保存修理に関する計画案を作成する。		
履行期間	平成	27	年 7 月 31 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日
契約年月日	平成	27	年 7 月 31 日
契約金額	30,240,000	円	※単価契約の場合の単価
契約の相手方	住所	東京都荒川区西日暮里2-32-15	
	名称	公益財団法人 文化財建造物保存技術協会 理事長 佐々木 正峰	
選定理由	<p>公益財団法人 文化財建造物保存技術協会は、昭和46年6月に財団法人として設立以来、一貫して国民共有の文化遺産である国宝、重要文化財その他の文化財建造物等の保存修理における設計監理業務等に携わっている。また、昭和51年には、「建造物修理」及び「建造物木工」の分野において「選定保存技術」の保持団体として認定され、保存修理の中核となる専門性の高い技術者・技能者の教育・養成を行っている。</p> <p>松山市においても、平成12年度の「重要文化財道後温泉本館総合診断業務委託」をはじめ、平成17年度にまとめられた「道後温泉本館保存修復計画」に至るまで、調査、計画、設計及び工事手法検討等の数多くの業務に携わっている実績があり、データ蓄積もなされている。また、前年度の保存修復検討業務（その1）の履行実績がある。</p> <p>重要文化財である道後温泉本館の保存修復検討業務にあたり、文化財を取り扱うことのできる特殊な技術、知識及び資格を有する主任技術者を有している登録業者は他になく、公益財団法人 文化財建造物保存技術協会でなければ業務履行は困難である。</p>		
契約担当課	道後温泉事務所		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第 2 号		

（注意） 1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。

3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。